

固定資産評価証明書（登記用）

無料交付廃止のお知らせ

習志野市と千葉地方法務局との間において、地方税法第382条及び第422条の3の規定に基づく通知を電子化したことに伴い、「固定資産評価証明書（登記用）」の無料交付について、

令和8年3月31日

をもって廃止することとなりました。

〈固定資産評価証明書（登記用）の代わりとなる書類等〉

- 納税通知書に添付されている固定資産税課税明細書

（毎年度4月に発送する納税通知書に添付）

- 習志野市が発行する固定資産評価証明書（有料）
- 固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し（有料）

〈近傍類似価格が記載された土地の証明書発行について〉

公衆用道路などの評価額の記載がない土地及び年度途中で地目が変更となった土地は、引き続き、本市窓口で証明書を発行します。（千葉地方法務局において、「近傍類似の評価依頼書」の発行依頼を行い、依頼書を本市窓口へご持参ください。）

【お問い合わせ先】 習志野市役所 資産税課
047-451-1151（内線342）